

2007年12月3日

経済産業省 資源エネルギー庁
長官 望月 晴文 様

北海道生活協同組合連合会	会長理事	高柳 裕
青森県生活協同組合連合会	会長理事	井筒 智義
岩手県生活協同組合連合会	会長理事	加藤 善正
秋田県生活協同組合連合会	会長理事	大川 功
宮城県生活協同組合連合会	会長理事	芳賀 唯史
山形県生活協同組合連合会	会長理事	伊藤 寛
福島県生活協同組合連合会	会 長	熊谷 純一

(公 印 省 略)

灯油に関する要請書

向寒の砌 貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察申し上げます。

日頃より生協の事業と運動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道・東北に住む私たちにとって冬の暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠かすことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることが北国の消費者の願いです。

ところが、日本国内での灯油の在庫は、10月20日現在の灯油の製品在庫は438万キロリットルで前年比81.3%（18.7%少ない）と前年より大幅に低い水準になっています。厳しい寒さがやってくると量に不安もでてきます。ぜひ、安心できる量の確保を徹底してください。

北海道・東北には製油所が3箇所あるのみで、この製油所で何らかの事故が発生したり、豪雪などで道路や鉄道が分断された場合、商品の手当がおくれることと、更に価格が大幅に上昇することが懸念されます。そのためにも、安心できる量の確保が重要です。何か起きてからではなく、起きても大過なく対処できるように、事前に量の対応を十分に行い、万全を尽くす準備をお願いします。

この間、特約店から「11月は灯油の出荷規制が厳しく前年比70-85%の数量に押えられている。量の締め付けが厳しく、元売と価格交渉をするような状況にはない。一方的な価格通告になっている。」という話があります。これに厳しい寒さがやってきた場合は、灯油価格が暴騰するのではないかと心配です。出荷制限などの動きが実際にはないかどうか、調べていただき、寒波がやってきたとしても、価格急騰を防ぎ、安定供給が実現できるように対策をお願いします。

私たち生協の組合員は、毎年灯油の共同購入に参加し、利用をまとめて効率の良い配達で少しでも安く購入できるよう、また、量の確保もできるように運動を進めてきております。2007年は灯油の共同購入利用者を更に増やし、量の結集により適正な価格と安定的な供給を求めたいと思います。灯油の共同購入は利用者にはシーズンを通して安心して利用していただける合理的なシステムであり、より広めていくべきものと思います。

加えまして、私たち生協は環境問題にも日頃から取り組んでおり、事業上の環境負荷を減少させたり、組合員の節電や資源節約などに取組み、省資源にも積極的に取り組んでいます。

北国の生活必需物資である灯油が、高騰する状況を放置することは許されません。国は、責任をもって沈静化する政策の実施の必要性があり、以下について強く要請をいたします。

記

1. 国は、北海道・東北各地の灯油の在庫量の把握を実施し、安心できる量確保と安定供給を万全の体制でのぞむこと。

国はまず国内在庫の確保に全力を上げる必要があります。足下では在庫の逼迫感が価格急騰を招いており、異常な事態になっています。適正在庫量を元売会社に確保させ、流通段階や家庭に安心感を広げるべきです。必要であれば国の原油備蓄を適正量取り崩しても事態の沈静化を測るべきです。

また、国は、急激な天候異変による在庫不足に対応するため、輸送体制を確保してください。

2. 国は、業界の意図的在庫削減コントロール、出荷規制、買占め、ヤミカルテル、などによる便乗値上げが行われないよう国内の石油元売各社に対しての、調査・監視・指導の実施を強化すること。

石油情報センター発行資料（ウイークリーオイルマーケットビュー）によると元売の特約店に対する卸売価格は、元売のコストアップ分で1割当たり10月1.6円上昇、11月4.6円、10-11月の2ヵ月間で6.2円の上昇見通しとなっています。実際の仕切価格は、さらに、この卸売価格に「未転嫁分がある」として、上積みされた実際の卸売価格が適用されています。私共が適用されている「仕切価格」は、10-11月の2ヵ月間で11.5円の大幅値上げになっています。『実に、コストアップ分と同額に近い、未転嫁分の上積みをしている』ということができます。先物原油価格の高騰をいいことに、「千載一隅」的な卸売価格の上昇を図っているといえます。原油高騰に便乗した独占的商品の価格吊り上げは社会的に許されるものではありません。

3. 国は、国民に対し機敏に情報を提供すること。

北海道・東北各地の拠点ごとの在庫を定期的に把握し、国民に対し機敏にわかりやすく情報を提供してください。

価格の動向について、小売価格と同様に卸売価格についても毎週調査を行い、わかりやすく公表してください。

以上

2007年12月3日

新日本石油株式会社
代表取締役社長 様

北海道生活協同組合連合会	会長理事	高柳 裕
青森県生活協同組合連合会	会長理事	井筒 智義
岩手県生活協同組合連合会	会長理事	加藤 善正
秋田県生活協同組合連合会	会長理事	大川 功
宮城県生活協同組合連合会	会長理事	芳賀 唯史
山形県生活協同組合連合会	会長理事	伊藤 寛
福島県生活協同組合連合会	会 長	熊谷 純一

(公印省略)

灯油の供給および価格に関する要請書

向寒の砌 貴社におかれましてはますますご清祥のことと拝察申し上げます。

日頃より生協の事業と運動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、冬が長く寒い北海道・東北に住む私たちにとって「灯油」はなくてはならない生活必需品であり、灯油が適正な価格で、安定的に供給されることは大きな願いです。

しかしながら、中東の政情不安、中国・インドなどの需要拡大、精製設備不足による供給減、大量の先物投資などの影響により原油が高騰しています。

このような中で、生活必需物資である灯油の仕入価格の上昇が続いています。生活に欠かせない灯油の価格引き上げについて慎重に、抑制的に実施し、全てのコストや必要利益を消費者に転嫁する政策は控えるべきです。この緊急時にあっては、国と共に元売、卸等が少しずつ負担し合う製販体制を目指すべきです。

元売会社には卸の指導も含めて、「狂乱物価」を回避する適正な在庫の確保、適正妥当な価格を実現する社会的責任があります。

日本国内での灯油の在庫は、低い在庫レベルで推移しています。10月27日現在の灯油在庫量は419万klと前年より大幅に低い水準になっています。この状況が価格急騰の要因にもなり、前年の販売実績によって出荷調整する動きもみられます。実需期が真近に迫っていますので早急に在庫確保して量の不安を払拭すべきです。

元売各社は社会的責任として、安定的に供給を行う義務と透明性のある価格を消費者にわかりやすく説明する責任があり、以下のことを強く要請いたします。

記

1. 北海道・東北に暮らす私たちにとって、欠かすことができない「灯油」の安定供給を昨年と同水準で実施されること。
2. 灯油価格は北国の消費者にとって公共料金にも等しいものであり、とりわけ高齢者、一人暮らしの世帯にとって値上げは大きな問題です。価格の変動に際しては、消費者の納得のいくコスト要因を公表されること。
3. 系列店に対しても、灯油の在庫をコントロールしながらの石油価格上昇コスト以上の高い価格を押し付けないこと。

石油情報センター発行資料（ウイークリーオイルマーケットビュー）によると元売の特約店に対する卸売価格は、元売のコストアップ分で1㍈当たり10月1.6円上昇、11月4.6円、10-11月の2ヵ月間で6.2円の上昇見通しとなっています。

実際の仕切価格は、さらに、この卸売価格に「未転嫁分がある」として、上積みされた実際の卸売価格が適用されています。私共が適用されている「仕切価格」は、10-11月の2ヵ月間で11.5円の大幅値上げになっています。『実に、コストアップ分と同額に近い、未転嫁分の上積みをしている』ということが出来ます。先物原油価格の高騰をいいことに、「千載一遇」的な卸売価格の上昇を図っているといえます。原油高騰に便乗した独占的商品の価格吊り上げは社会的に許されるものではありません。

以上